

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 19 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 復興庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 33 号）

- ・田中復興大臣、菅家復興副大臣、青山内閣府大臣政務官、中野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）根本匠君（自民）、上杉謙太郎君（自民）、中曽根康隆君（自民）、國重徹君（公明）、岡本あき子君（立国社）、階猛君（立国社）、高橋千鶴子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

根本匠君（自民）

- （1） 現場主義や司令塔としての重要な役割を果たす復興庁の 10 年間延長に向けての復興大臣の決意
- （2） 福島第一原子力発電所事故を踏まえた放射線防護に係る食品や空間線量率の基準値
 - ア 放射線審議会での検証結果
 - イ 蓄積された科学的知見に基づき復興庁が中心となって検証する必要性
- （3） 被災 12 市町村に担い手を呼び込み農業のみならず生業の再生のため、福島相双復興推進機構（官民合同チーム）を強化拡充する必要性
- （4） 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外における避難指示解除に当たり、一律の解除基準を適用せず土地利用に応じた解除の類型を検討する必要性

上杉謙太郎君（自民）

- （1） 復興・創生期間後における風評払拭・リスクコミュニケーションに係る取組
 - ア 取組の継続及び更に強化することについての復興大臣の決意
 - イ 引き続き全国の小中高等学校等へ放射線副読本を配付し、状況の変化に応じて改訂する必要性
 - ウ 農林水産業等の風評被害の影響が残る業種に対して福島県内全域を対象とした新たな課税の特例を検討していく必要性
- （2） ふくしま森林再生事業を復興・創生期間後も継続し、県内全域を対象とする必要性
- （3） 福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況及び今後の見通し

中曽根康隆君（自民）

- （1） 復興期間 10 年間の復興に係る施策の達成状況及び復興・創生期間後も残る課題及びその取組方針
- （2） 持続可能で活力ある地域社会をつくり上げるための被災地における地方創生に係る取組及び今後の進め方
- （3） 本法律案の「帰還・移住等環境整備交付金」の対象事業追加による移住、関係人口拡大の促進策
- （4） 台湾等における食品輸入規制の早期撤廃に向けた政府の決意

國重徹君（公明）

- （1） 1 年延期された 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会
 - ア 新型コロナウイルス感染症に打ち勝った後における復興五輪の意義
 - イ 復興五輪で注目されるはずであった東北が埋没しないような仕掛けや工夫についての今後の取組

- ウ 緊急事態宣言等により中止された聖火の一般公開を地元の要望を踏まえ、再公開を検討する必要性
- (2) 復興・創生期間後の復興の基本方針において、復興・創生期間後5年間で復興を全うすることを目指すとしている地震・津波被災地域の6年目以降の対応方針
 - (3) 本法律案の附則に置かれた復興に関する知見の活用に関する規定の具体的効果
 - (4) 復興庁が旗振り役となって復興庁が持つノウハウを共有するための協議の場を設ける必要性
 - (5) 官民合同チームの活動に対する政府の評価及びその知見の今後の活用法
 - (6) 水素ステーションの高圧ガス保安検査の検査期間の短縮や費用負担の軽減を検討する必要性
 - (7) 福島水素エネルギー研究フィールドで生産される水素の福島での利活用についての戦略を構築する必要性
 - (8) 福島イノベーション・コースト構想の取組や成果を広めるためにローカル5Gの導入を促していく必要性

岡本あき子君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による復興事業の遅れ
 - ア 復興・創生期間内で終了を見込むハード事業に遅れが生じる可能性
 - イ 工期を守るためのしわ寄せが下請等に及ぶことないよう対応する必要性
- (2) 東日本大震災や令和元年台風第19号等の被害、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている被災事業者への更なる支援の必要性
- (3) 復興・創生期間後当面5年間の心のケア等の被災者支援の事業規模の見込み
 - ア 被災者支援事業は長期的に強化すべき事業であるにも関わらず、大幅な減額が想定されている理由
 - イ 災害公営住宅での孤独死が増えている現状を踏まえ、見守り等の活動を強化する必要性
 - ウ 児童生徒への心のケア事業については、縮小することなく長期にわたって支援を継続する必要性
- (4) 本法律案におけるエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定へ借入れを一時的に可能とする規定
 - ア 勘定間で貸し借りすることの是非
 - イ 勘定間で貸し借りを行った前例及びその時期
 - ウ 本規定が目的外使用に当たらないことの確認
 - エ 本規定を前例にして安易に勘定間の貸し借りを認めることのないことの確認及び返還することの担保
- (5) 東日本大震災の発災から復旧復興に至る過程で蓄積された復興庁の知見を関係省庁と連携して今後の防災・減災対策等に活かす必要性

階猛君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う被災地の事業者支援
 - ア 政府系金融機関における資金繰り支援の状況と実績
 - イ 特別貸付制度等の借入枠内における複数回の融資の可否
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大以降における東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構による支援中の事業者及び支援先以外の事業者への支援状況
 - エ 東日本大震災事業者再生支援機構が震災前からの借入金の有無を問わず債権買取、出資等の支援を行う必要性
 - オ 復興・創生期間後の復興の基本方針を踏まえ、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構で培われてきたノウハウを活用していくことへの復興大臣の決意

- カ 本法律案附則第3条では復興庁の知見の活用を東日本大震災の被災地にとどめているが、全国での知見の活用を推進していく必要性についての復興大臣の認識
- (2) 被災地における土地区画整理事業で造成した宅地の利用促進
- ア 空き区画解消のためのマッチング支援の進捗状況
- イ マッチングを推進するための売主に対する売却益への課税減免や買主に対する補助金等の支援及び土地区画整理事業を検証し、復興事業のための土地の確保を円滑にするための制度を作る必要性
- (3) 人口流出に歯止めをかけるために復興庁が被災地で実施している定住、移住促進策

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 災害公営住宅の低所得者向けの家賃減免に要する一部費用を国が支援する東日本大震災特別家賃低減事業
- ア 本法律案により復興交付金が廃止されたとしても、供用開始から10年間は支援を行うとする現在のスキームを維持した上で、復興・創生期間後も継続していくことの確認
- イ 供用開始時期が異なるとしても、公平性を確保するために、供用開始から10年間は支援を継続していく必要性に対する復興大臣の見解
- ウ 災害公営住宅の管理戸数、供用開始時期、築年数の古い公営住宅と比べた新築の公営住宅の家賃水準
- エ 災害公営住宅の家賃の支払いに苦慮する年金生活者が多いことに対する政府の認識
- オ 地方公共団体が独自に行う家賃軽減事業が継続するよう、国が積極的に支援していくことの必要性
- (2) 陸前高田市で実施されている「みなし特定公共賃貸住宅」の制度等を参考に、災害公営住宅における収入超過者が引き続き居住できるよう支援していく必要性